

## 高知大学学位規則

平成16年4月1日  
規則第312号

最終改正 令和2年1月27日規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、高知大学学則第54条第2項及び第76条第2項の規定に基づき、高知大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、教職修士（専門職）及び博士とする。

(学位授与の要件)

第3条 本学の学部を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

3 本学大学院の専門職学位課程を修了した者には、教職修士（専門職）の学位を授与する。

4 本学大学院の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

5 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出し、博士課程の各専攻において行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程の各専攻を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

(学位授与の申請)

第4条 本学大学院の課程（専門職学位課程を除く。）の修了による学位の授与を受けようとする者は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下総称して「学位論文」という。）を研究科長に提出するものとする。

2 前条第5項の規定による博士の学位の授与を受けようとする者は、学位論文に所定の学位論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学したときから1年以内に申請した場合には、学位論文審査手数料を免除する。

3 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、返還しない。

4 学位論文の提出に関する事項は、別に定める。

(学位論文)

第5条 学位論文は、1編とする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2 前項の学位論文は、各専攻の定めるところにより単著又は共著とする。ただし、共著の場合は、筆頭者に限るものとする。

3 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型又は標本等の提出を求めることができる。

(学位論文の審査の付託)

第6条 学長又は研究科長は、学位論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第7条 研究科委員会は、学位論文の審査並びに最終試験又は学力の確認を行うため、研究科構成員3人以上からなる審査委員会を設置する。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文の審査にあたって研究科委員会が必要と認めるときは、研究科授業担当教員、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(最終試験又は学力の確認)

第8条 最終試験は、学位論文の審査終了後、学位論文を中心としてこれに関連のある事項について、口頭又は筆答により行う。

2 第3条第5項に規定する学力の確認は、前項のほかに、本学大学院博士課程修了者と同等以上の学力を有することを確認するため口頭又は筆答により行う。

3 本学大学院博士課程に所定の標準修了年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者が、退学後3年以内に学位論文を提出したときは、学力の確認を免除することができる。

(審査結果の報告)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査並びに最終試験又は学力の確認を終了したときは、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を添えて、研究科委員会に報告するものとする。

(研究科委員会の議決)

第10条 研究科委員会は、前条の報告（専門職学位課程においては、所定の単位の修得）に基づき修士、教職修士（専門職）又は博士の学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決を行うには、研究科委員会構成員の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第11条 研究科長は、前条の議決をしたときは、その結果を文書で、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第12条 学長は、前条の報告を参考にして、学位を授与すべきものと認めた者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できないと認めた者には、その旨を本人に通知する。

(学位授与の報告)

第13条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、学位規則第12条の規定により、文部科学大臣に報告する。

(学位論文要旨の公表)

第14条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、研究科長は、当該学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

3 前2項の公表は、高知大学学術情報リポジトリによるものとする。

(専攻分野の付記)

第16条 本学において授与する学位には、別表に定めるところにより、専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位の名称)

第17条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、高知大学の名称を付記するものとする。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、様式第1から様式第6までのとおりとし、高知大学の印を押印するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、英文の学位記を希望する者には、前項の学位記に代えて、英文の学位記を授与することができる。
- 3 英文の学位記の様式並びに学位記に記載する学部・学科及び研究科・専攻の名称並びに専攻分野の名称の英文表記については、別に定める。

(学位授与の取消し)

第19条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、研究科委員会等の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、当該学位が修士、教職修士（専門職）又は博士の場合には、その旨を公表するものとする。

- 2 研究科委員会が前項の議決をする場合には、第10条第2項の規定を準用する。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は研究科において別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第114号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成19年3月31日に理学部数理情報科学科、物質科学科及び自然環境科学科並びに農学部暖地農学科、森林科学科、栽培漁業学科、生産環境工学科及び生物資源科学科に在学する者で、当該学科を卒業した者の学位に付記する専攻分野の名称は、それぞれ理学又は農学とする。

附 則（平成20年3月26日規則第86号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年以前の入学生に係る学位の授与に関しては、改正後の高知大学学位規則にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成24年 3 月28日規則第103号）

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成23年以前の入学生に係る学位の授与に関しては、改正後の高知大学学位規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年 1 月23日規則第61号）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学生に係る学位の授与に関しては、改正後の高知大学学位規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年 5 月22日規則第22号）

- 1 この規則は、平成25年 5 月22日から施行し、平成25年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の第14条及び第15条の規定は、平成25年 4 月 1 日以後に授与される学位に係る学位論文について適用し、同日前に授与された場合には、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月25日規則第155号）

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学生については、改正後の高知大学学位規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月 9 日規則第84号）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者に授与する学位に付記する専攻分野の名称については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年 2 月27日規則第59号）

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者に授与する学位に付記する専攻分野の名称については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年 1 月18日規則第36号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月27日規則第53号）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 令和元年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者に係る学位の授与に関しては、改正後の高知大学学位規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第16条関係）

学位に付記する専攻分野の名称

学位	学部・学科（課程）及び研究科・専攻	専攻分野の名称	
学士	人文社会科学部	人 文 社 会 科 学 科	文学 経済学 学術
	教育学部	学 校 教 育 教 員 養 成 課 程	教育
	理工学部	数 学 物 理 学 科	理学
		情 報 科 学 科	理工学
		生 物 科 学 科	理学
		化 学 生 命 理 工 学 科	理工学
		地 球 環 境 防 災 学 科	理工学
	医学部	医 学 科	医学
		看 護 学 科	看護学
	農林海洋科学部	農 林 資 源 環 境 科 学 科	農学
		農 芸 化 学 科	農学
		海 洋 資 源 科 学 科	海洋科学
	地域協働学部	地 域 協 働 学 科	地域協働学
	修士	総合人間自然科学研究科	人 文 社 会 科 学 専 攻
教 育 学 専 攻			教育学
理 工 学 専 攻			理学 理工学
医 科 学 専 攻			医科学 公衆衛生学
看 護 学 専 攻			看護学
農 林 海 洋 科 学 専 攻			農学 海洋科学
地 域 協 働 学 専 攻			地域協働学
博士	総合人間自然科学研究科	応 用 自 然 科 学 専 攻	理学 学術
		医 学 専 攻	医学
		黒 潮 圏 総 合 科 学 専 攻	学術

備考 土佐さきがけプログラムの課程を修めて卒業・修了した者の学位は、高知大学土佐さきがけプログラム規則第20条第2項に定める専攻分野の名称を付記する。

様式第1（第18条関係）

第3条第1項の規定により授与する学位記の様式1

	○第	号
学位記		
本籍		
	氏	名
	年	月 日生
本学	学部	所定
の課程を修め本学を卒業したので		
学士（ ）の学位を授与する		
	年	月 日
高知大学	学部長	氏 名 印
高知大学	学長	氏 名 印



様式第2（第18条関係）

第3条第2項の規定により授与する学位記の様式1

	○修第	号
学 位 記		
本 籍		
	氏	名
	年	月 日生
本学大学院総合人間自然科学研究科		専攻
の 修 士 課 程 に お い て 所 定 の 単 位 を		
修 得 し 学 位 論 文 の 審 査 及 び 最 終 試 験		
に 合 格 し た の で 修 士 ( ) の 学 位		
を 授 与 す る		
	年	月 日
高知大学大学院総合人間自然科学研究科長	氏	名 印
高 知 大 学 長	氏	名 印

様式第3（第18条関係）

第3条第2項の規定により授与する学位記の様式2

	○修第	号
学 位 記		
本 籍		
	氏	名
	年	月 日生
本学大学院総合人間自然科学研究科土佐さきがけプログラム (グリーンサイエンス人材育成コース) の修士課程において所定の単位を 修得し学位論文の審査及び最終試験 に合格したので修士(理工学)の学位 を授与する		
	年	月 日
高知大学大学院総合人間自然科学研究科長	氏	名 印
高 知 大 学 長	氏	名 印

様式第4（第18条関係）

第3条第3項の規定により授与する学位記の様式

	教職修第	号
学 位 記		
本 籍		
	氏	名
	年 月	日生
本学大学院総合人間自然科学研究科教職実践高度化専攻		
の専門職学位課程を修了したので		
教職修士（専門職）の学位を授与する		
年 月 日		
高知大学大学院総合人間自然科学研究科長	氏	名 印
高 知 大 学 長	氏	名 印

様式第5（第18条関係）

第3条第3項の規定により授与する学位記の様式

	○博第	号
学 位 記		
本 籍		
	氏 名	
	年 月 日生	
本学大学院総合人間自然科学研究科		専攻
の博士課程において所定の単位を		
修得し学位論文の審査及び最終試験		
に合格したので博士（		）の学位
を授与する		
	年 月 日	
高知大学大学院総合人間自然科学研究科長	氏	名 印
高 知 大 学 長	氏	名 印

様式第6（第18条関係）

第3条第4項の規定により授与する学位記の様式

	○博第	号
学 位 記		
本 籍	氏 名	
	年 月 日生	
本 学 に 学 位 論 文 を 提 出 し		
所 定 の 審 査 及 び 試 験 に		
合 格 し た の で 博 士 ( )		
の 学 位 を 授 与 す る		
年 月 日		
高 知 大 学 長	氏 名 印	